

第 210 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 12 月 15 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 210 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 12 月 15 日（木） 午後 3 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 12 月 15 日（木） 午後 3 時 27 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（16 人）

会長	4 番	中 村 文 男			
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番	石 橋 薫	
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番	夏 堀 健 一	
	6 番	梅 内 道 子	7 番	山 田 憲 幸	
	8 番	堀 内 重 男	10 番	佐々木 一 雄	
	11 番	佐々木 徳 志	12 番	三 浦 恵美子	
	13 番	赤 石 敏 文	14 番	高 橋 勝 敏	
	15 番	河守田 雄 一	16 番	工 藤 信 仁	

5. 欠席委員（0 人）

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 2 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 1 3 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 2 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 3 0 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 3 1 号 非農地証明交付申請の承認について
日程第 1 0	議案第 3 2 号 令和 5 年農作業標準賃金・標準料金の設定について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>6番 梅内 道子 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第210回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日の出席委員は16名中16名で、 第210回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時05分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2番 石橋 薫 委員 3番 夏坂 元一朗 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

	<p>次に、日程第4 報告第12号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第12号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和3年1月13日から令和13年1月12日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和4年11月9日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第5 報告第13号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第13号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年12月17日から令和8年2月28日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和4年11月2日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員2番石橋 薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>
小田原主幹	<p style="text-align: center;">— 石橋委員退席 —</p> <p style="text-align: right;">(午後3時08分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第28号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は11件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 一雄 調査員</p>
佐々木 調査員	<p>10番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る12月2日、四戸農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第28号、29号及び31号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第28号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と、番号3番から11番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するために申請地を取得するもの、番号2番の申請理由は、贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第28号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋薫委員 の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 石橋委員入室 —</p> <p style="text-align: right;">(午後3時11分着席)</p>
議長	<p>次に、日程第7 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第29号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 一雄 調査員</p>

佐々木 調査員	<p>議案第 29 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p>
	<p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 29 号について、補足いたします。</p>
	<p>番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で南部町役場福地支所から北東に約 200m の距離に位置し、申請地の北側は宅地、東西側及び南側は農地となっております。</p>
	<p>農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p>
	<p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。</p>
	<p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 29 号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって議案第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>
	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 30 号について、説明いたします。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、8 件です。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該</p>

	<p>当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額9,933円です。</p> <p>番号3番から番号7番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号8番の利用目的は畑、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第30号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9 議案第31号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は2件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 一雄 調査員</p>
佐々木 調査員	<p>議案第31号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から2番の申請理由は、申請人が平成10年頃から当該農地の肥培管理を廃止したことに伴い山林化しており、農地への再生利用が困難と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、補足いたします。</p> <p>番号1の申請地の位置ですが、南部・大向地区で南部町役場南部支所から南に約1.3kmの距離に位置し、申請地の北側は樹園地び東側は原野、南西側は町営住宅となっております。</p> <p>番号2の申請地の位置ですが、南部・玉掛地区で南部町役場南部支所から東に約1.8kmの距離に位置し、申請地の北側は養鶏所、東西側及び南側は農地となっております。</p>

	<p>いずれも、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明終わります。</p>
議 長	<p>議案第 31 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
小田原主幹	<p>次に、日程第 10 議案第 32 号「令和 5 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>今年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 822 円から 31 円引き上げし、853 円となりました。</p> <p>本委員会を設定している令和 4 年の標準額は 822 円で、青森県最低賃金より 31 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和 5 年の農作業標準賃金の額を改正するものです。</p> <p>令和 5 年の標準賃金は、人力の部、りんご剪定以外田植え等が 6,600 円から 300 円引き上げし 6,900 円となります。</p> <p>りんご剪定は 9,900 円から 400 円引き上げし、10,300 円となります。</p> <p>また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が 1,030 円から 40 円引き上げし、1,070 円となり、リンゴ剪定が 1,550 円から 50 円引き上げし 1,600 円となります。</p> <p>また、機械作業による標準料金については、据え置きとなります。これらの価格については 11 月 22 日に当町、三戸町、田子町の 3 町で価格についての協議が行われ、3 町統一した価格となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号「令和 5 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 210 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>

(午後 3 時 27 分)

終礼を行います。

・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 12 月 15 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....